

ら、電力会社の人たちはどの程度までやる意思があり、やられ得るかということをする調査いたしたのであります。これはあとの問題とも関連しますが、これは今もなにも電氣事業といふものは今のところ公益事業ではありますけれども併し一面においては営利事業です。独立採算制をとつた営利事業といふことになつておるわけであり。そこでその営利性を持つた電力会社としても、大にこれは電氣の開發をやつてもらわなければならぬわけですが、今まで公益事業委員会或いはその他通商産業等へいろいろ電氣の増強について案を出されておるのを研究いたしてみますと、大体今後四年くらいの間に二百五十万キロは自分の力でやれるといふつもりで案を出しておいでになる。そうするとそれについては勿論政府の相當の資金面における援助がなければいけないといふことを言われておるわけでありまして、その点は誠に御尤もなことでありまして、私たちがしましてはでき得る限りにおいて資金の援助をすることが必要である、こう私たちは考えたわけであり。そこでその次に公營事業などがどれくらいやれるかといふことを見てみましたところが、これは二十万キロくらいやれる、それから自家発電もこれは開港銀行から資金を一部廻しまして、自己資金を必要とするのであります。これは五十万キロくらいはやれる、合計いたしますと大体において三百二十万キロほどの電氣の開發ができるということは見通しがついたのであります。そこで三百二十万キロでアワーに直してどれくらい入るものが増強できるかといふと、大体

我々の考へておるのでは百三十億前後のものが増強できる、こういうことに相成るわけであり。併し今度は電氣を必要とする面から考へてみますと、やはりこれは前年から申上げております通り今後四年間くらいの後には四百八十億キロワットアワーばかり必要である。こう考へてみますればその間に相當のまだギャップがある、必要とする電力に對して供給し得る電力の量といふものは相當ギャップがある。それを然らばどういふふうにして開發したならば日本の經濟が再建できるか、こう考へていたしてみましていろいろ今度は民間の会社にやつてもらふ考へがある。或いは又金融公庫といふか電氣開發公庫といふようなものを作つてやるやり方、或いは又民間の教社が寄つて一種の特殊会社を作つてそれが政府が援助を與えるやり方、いろいろあるわけでございます。これはいろいろの方法があるわけでありまして、私たちがいたしましてはそれらにつきましてもいろいろ研究をいたしたわけであり。そこでこれに関連いたしまして一つ私たちが考慮をしなければならぬといふ考へておつたことは実は外資の導入の問題でございます。外資の導入の問題につきましては、先般松本公益事業委員長からこの席上におきまして、政府の又自由黨の考へておるようなやり方をして絶対對外資は入らないといふ御意見をもちのようござい。これについてはいろいろ議論があることだらうと思つておりますが、併し我々が了承いたしておりますところでは今の電力会社に對して外資が入ることはなか／＼むずかしいといふ

ことであつたのであります。これはなむずかしいかといふと、電氣料金をもつとど／＼値上げをしましてそうして電力会社が非常に金が儲かるということになりますれば、私はこれは外資が入る公算があると思つたのであります。これは御尤もな御意見だと思つておりますが、併し今の政治情勢から考へてみますと、結局この電氣といふものは或る程度犠牲産業になつておると思つてあります。犠牲産業になつておるといふのは電氣料金の値上げは直ちに個人の生活といふか私生活にも響きます。又それが直ちに原料工業その他の工業面にも響いて参ります。これがインフレを促進するとか物価高を刺激するといふような面が現われて参るのであります。そこで私たちが考へようといふ電氣料金の急激な値上をして電力事業といふものが非常に採算のとれる、儲かるものにするこゝとができるかどうかといふことを考へてみますと、これはなか／＼急にそこまで持つて行くといふことは政治全体の面から見て非常にむずかしいのであります。こゝういふことを考へれば電力事業の持つておる特殊性から考へましていゝゆる料金を急激に上げて行くといふようなことは非常に無理が伴つて来るわけでありまして、それは電力会社でも三割も四割も配当するといふほど金が儲かるようになれば、それは外資の對象になることは私どもといへども明瞭に認め得るのであります。G H Qの關係者の方面でもつと電力料金の値上をしたらいいじやないかといふ御意見をしばしば私たちに申されしたのであります。私たちがいたしましては急激に電氣料金の値上をするといふことは非常にいけない、無理がある。

将来これを顧み、いわゆる犠牲産業でなく普通の石炭とか何かのやうに同じ動力源でありますからして、或る程度犠牲を強いられないようにして、そうして一般の電燈等は据置にしておいては動力としての電力といふものはこれは値上をして行くやうな方向に持つて行くべきだと思つておる。併しこれはなか／＼急には行かない。こゝういふ見地から見ますと、私は外資の導入の問題も考へておる。併し電力会社が外資の導入をするとか言つておつてもこれは非常にむずかしい、又G H Qの關係者のうちにもこゝういふ御意見を持つておられる人があつたのであります。私たちがしましてはやはりこれは今の形ではなか／＼むずかしいのじやないか、無きや何か一つのものを作り上げたほうが外資の導入に役立つといふ一つの考へ方を持つたわけであり。これが先ず今度の特殊会社案を出す一つの根拠になつております。次の問題は、然らばこゝういふことはあるとしても電氣の開發といふものは非常に重要であるとするならば、九つの電力会社は今資金が足りないで困つておる、その資金を充足してやればそれでいいのじやないか。こゝういふ考へ方もあるわけでありまして、すでに見返資金を出しておる、或いは資金運用部資金の面でも協力するといふやうな形になつておる以上は、それをもつと充實強化するののも一つの案であると考えられるわけでありまして、当然あなた仰せられる通りであります。併しこゝういふことをやつてみますと、今電力会社といふものが再編成後どういふ立場に置かれておるかといへば、かな

りまだ國民からいたしましてはどうも合理化が足りないといふやうな不満の聲が非常に出て来ておるわけであり。こゝういふやうな不満があるところ。今度の政府の資金を結局はまあふやして貸付けてやるという、その政府資金といふものは税金から取上げた國の予算を使うのだといふことになる場合においては、これはどうも私たちが考へておる、若しこゝういふことをいひますならば、自由黨はこゝういふ電力会社のために國の税金を投入しておる、こゝういふ電力会社を利益させるといふやうな印象を與えるのではないかと考へておる。併しこゝういふ面ではこれはどうも電力会社に對して國の資金を出すといふことは無理が起る、かやうにまあ考へたわけであり。こゝういふやうな考慮もございました。然らば、今度は特殊会社といふやうなものを作つた場合において、これを一社にするのがよいのか、或いは四社にするのがよいのかといふやうな問題もござい。私どもは、やはり國の金を使うのでござい。併しこゝういふ諸掛り費といふものは少くしたほうがいい、四つの会社を作りましてそうして各自に總裁ができたか或いは社長ができる、いろいろの事業をやつて行くといふやり方では、或る意味においてやはり非能率といふか經理の面における金の使ひ方の面でも何といつても損が起きはしないか、こゝういふことを我々は考へたのであります。こゝういふわけではこれは一社にしたほうがいい。又もう一つの考へ方といひまし

ては、いざ工事をやる場合におきましてもなか／＼工事というものは一つだけ目標にしてやつておるといふ／＼の困難が生じて来たりしまして順調に進まない場合があります。併し一社でやつておる場合には、片一方のほうでうまく機械が使えない場合でも、それを融通して、又片一方でその仕事をやつて行けるといふような特徴もあり得るわけでありまして、こういう面から考慮するとやはり一社のほうがいいんではないかという私たちは考えを持つたわけでありまして。

特にまあそれと同時にもう一つ根本的な考え方は、しば／＼御説明申しておるのでありますけれども、大規模なところでそうして国土総合開発の見地から有利な地点を特殊会社としてはやることになつておるのであります。こういうふうなものは、やはり一応営利会社という立場に立つておるところの電力会社よりは、やはり国の協力を得、又援助を得ておるところの特殊会社というふうなものであります。これはこの関係者も安心をするのであります。よし、又実問題としていふ／＼の法律関係等が出て来た場合においても、審議会において調整配分できるといふ意味で、私は解決が早いのではないかと。やはり電力会社ということになりまして、今の国民が受けておる印象は何といつても金を儲ける会社だという感じが強いのであります。そういうふうな会社は問題の解決に当らうといひます。これはどうも認めざるを得ないものであります。そういう場合においても国がやつておるのだといふところ、一つの信頼が出て来るのではない

か。従つて、国土総合開発というふうな高い見地からと、そして今言つたような／＼な問題を解決するといふ意味においては、やはりここで特殊会社を作り而もそれを一つにいたしておきまして、そしてこれが法案に盛り込まれておきます。国土総合開発の而も大規模なもの、或いは治山治水に關係のある所であつて而も電源の開発をしなければならぬといふような所では、まあこの会社でやらせるといふことにしたほうがいいのではないかと。いふ／＼、まだ／＼或いは言い盡さないものもありまして、そのようないふ／＼の構想をまとめたわけでありまして、私たちは、その面においては決して再編成に対する物の考え方が間違つておつたとも考えておりません。又電力の持つておられますところの特殊性といふものを考えて決して間違つた方向に歩んでいない、まあかように私たちは考えておるわけでございます。

○西田隆男君 大分長い御説明を聞きました。あなたの御説明を聞いておきますと今大体五つの要点を挙げられたのであります。外資導入の問題についてはこれはまあ／＼議論があるでしよう。それから電力会社に自由競争をどうにかしようとかいふような御意見の御開陳があつたやうですが、そういう御意見の開陳は私はおぼしきになつたほうがいいと思ふ。そういうことを言うこと自体が何だか過去において臭いにおいするといふやうに国民は受取るので、そういうことは私は理由にならぬと思ふ。第三の経費の増加がどういふことかといふ問題も、これも國營或いは公社或いは特殊会社、半官半民の会社といふやうなもの、本に個人が意欲に燃えてやるのとの比較は、これはもう今あなたがおつしやつたやうなことでないことは、私が議論するまでもなく国民が一番よく知つておる問題である。第四の機械利用云々は、これは多少意味があるまいしやう。第五の電源開発は、こういう一社の会社を作られたといふのは国土総合開発、治山治水の關係といふことが一番大きな理由のように私は受取りました。この問題については論議すればこれはきりがありません。一応まああなたの御説明を聞きつ放しといふことにしておきたいと思ひます。が、私が今の御説明を聞いて最も奇異に感じますことは、電力の需給の關係といふのは各地域々々の産業構造と密接不可分の關係を持つておる。電力の発電の總量をふやすといふことは、抽象的には勿論これは反対ではありませぬ。併しながら電力の発電の總量をふやすといふこと、現実の日本の国の産業構造から来る需給の關係といふものは、電源開発をする場合に御説明の中に一言も入つておらないといふ点については私は非常な奇異な感じを持つ。

そこで提案者にお伺ひしたいのは、この電源の開発と日本の現実の産業構造との關係をどういふふうな提案者はお考えになつてこの法律案を起草されたか。その点を一つ御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(福田一君) 誠に御尤もな御意見でございます。その点に触れなかつたのは仰せの通りいけなかつたといふか、私の説明が足りなかつた

ところでございますが、勿論電気の總量が足りないという場合においてこれを充足するといふ場合には、需給の關係といふものを十分考へて行わなければならないわけでございます。併し需給の關係を非常に重視することも大事でありますけれども、實際問題として電気を直ぐに起せる所のいわゆる電源の開発が必要であり、これを急速にやらなければいけないといふことであらば早くできる所から一応着手して行くという考え方がなることも一応一つお許しを願ひたいと思ふのであります。併し、私たちはそういう意味で今までの委員会にもしば／＼ございましたが、電気の總量がふえて行きますればこれを隨時へきすの地といひますか、電気のない地帯にこれを融通を榮にされて行くことができる。こういうふうな考えを以て一応私たちが試案として考へたやうな地点を選びこい／＼のものをやつて行くことによつて、順次日本の電気の需給のバランスをよくして行く。かように考へておるわけでございます。お説の通り電気の需給の問題といふことを無視しておるわけではないのでございまして、その点については御了承を願ひたいのであります。

○西田隆男君 抽象的に電気の需給のバランスの問題を提案者はお話になつたやうですが、私はもう少し具体的な御説明が承りたいと思ふのです。例えばあなたの方から出されておるこの資料を見ても、第一期の開発が予定されておる地点、言ひ換へれば東北、北陸の方面といふ所の発電量は相當にふえる。尤も提案者のお考えによればいわゆる豊富にして低廉な電力がそこで供給されるという

ことが予見されておる。そうしますと、東北或いは北陸方面の現存する産業は勿論その電源開発の恩恵に十二分に浴し得るだらうと考へます。併し提案者がこの委員会で説明されました第一期計画の中には、九州地区と申しますか九州地内と申しますかこれには水力開発は殆んど考へられてない。九州の水力電源は現在未開発の分が六十何万キロワットあるそうですが、その電源の中で四割を占めておるといふ球磨川水系の開発ということが提案者の頭の中にはちつとも入つていない。それならば現在の日本の産業構造の実態から考へて、九州の産業は安い電力を供給しな

くてもいいのかといふ問題を考へてみると、これは決してそうではない、今提案者が説明されたのと、提案者がお考へになつておることとは具体的に例を引けば今のような矛盾した点が私には考へられる。而も提案者がどういふ委員会の御説明によつて送電幹線は、或る程度の所までしか作らない、あとは現在ある送電線を利用して電力を流すんだ、こういうふうな御説明があつておつたやうに私は記憶しております。どんなに豊富な安い電力を発生させてみても、需用地に持つて行つてそれを迅速にやはり良質な電気として送電ができない限り、その電力は無価値なものである。殊に九州のごとく送電幹線が中国から一本しかないといふやうな状態の所における水力の開発を第一期の計画に考へられてないといふ点について、私は非常に提案者の御説明を素直に受入れられない点があると思ふのです。若し提案者が説明されておるやうな、各地の産業構造の実態を考へて需給のバランスを調整して、そう

ことが予見されておる。そうしますと、東北或いは北陸方面の現存する産業は勿論その電源開発の恩恵に十二分に浴し得るだらうと考へます。併し提案者がこの委員会で説明されました第一期計画の中には、九州地区と申しますか九州地内と申しますかこれには水力開発は殆んど考へられてない。九州の水力電源は現在未開発の分が六十何万キロワットあるそうですが、その電源の中で四割を占めておるといふ球磨川水系の開発ということが提案者の頭の中にはちつとも入つていない。それならば現在の日本の産業構造の実態から考へて、九州の産業は安い電力を供給しな

して総合的な国土開発、治山治水の点から電源の開発をされるものとすれば、私は当然九州の球磨川水系の開発は電源開発の第一期工事に入らなければならぬ、こう考えるのであります。提案者はこの問題についてはどういうふうにお考えになつて第一期工事の中に球磨川水系の開発を考へておられないのか、御説明を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 具体的に例を示して頂きまして誠に結構な御意見を伺ひます。実はあなたは球磨川のことを考へておられないように、認識が私足りないようにお考えのようでござい

ますが、私は実は球磨川の問題も非常に關心を持っております。たしかもう半年ほど前であつたと思ひますが地元の人のおいでになりました。御陳情がありました。その後二、三回そういうお話を承つておるのであります。特に九州のような火力の多い所で水力の少い地帯において水力発電所を起すということになれば、当然球磨川だとか或いは屋久島だとかいうところの電気の問題を考慮することは、これは当然のことと思ひのであります。而もこの面は十分考へ又研究もされてみたのであります。ところが御承知のように球磨川につきましてはまだ調査が十分に行届いておりません。更に又その関係するところ即ち鉄道の問題或いは道路の問題等についても、これは国のいろいろな施策も一緒に総合的にやらなければならぬのであります。そういう面における調査とか研究といふものも十分に行つておりません。そこでこれを先ず研究もし又解決もいたすことが球磨川水系を開発する

一番大きな問題である。従つてすぐやることはむずかしいけれどもこれは当然やらなければならぬものである。案として、実は第二期計画の中に一応試案として出してあるものであります。若し今申しましたような問題が解決いたしますならば私は当然球磨川はやつて然るべきものと考へておるわけでございます。私たちはそういう意味合で勿論九州の問題は十分考へていたしておつたということだけは御承知願ひます。

なお又四国に相当な発電地点がございます。こういうものを発電いたしまして、そうして送電幹線を中国と四国との間に繋ぎまして、四国で起きまして水力電気を九州のほうへもつと流して行くというふうな考へ方が試案の第一の計画のうちに載つておるわけでございますが、これだけで地元の皆さんが満足される、或いは又いわゆる西田さんの指摘されました産業構造といひますかその地域の産業を十分能力を出させるかどうかということについては、我々としてはまだ相当無理があるのではないかとこのことを考へておるのであります。いづれにいたしましても、九州の地域を私たちが看過する、最も水力電気の少い而も料金が非常に高い九州地域を私たちが看過するといふ考へは毛頭ない。むしろこういう地点もどしどしいろいろあり計画がはつきり立ちましたならばやつて然るべきものであるといふ考へを持つておることだけをこの席上から明らかにしておきたいと思ひます。

○西田隆男君 球磨川水系が調査ができていないから第一期の計画の中に入れないのだという御説明が主な御説明のようでした。これは併し現在日本の水力電源開発の調査が完了している所はそうたくさんないと思ひます。恐らく提案者が考へておられる開発計画の中に含まれておる所も、どの面からいつても完全に開発するだけの調査が完了しているという所は私はないと考へております。従つて、この電源開発促進法案の中に盛り込んでおります審議会といふものが考へられておりますが、これは電源を開発し始めてから審議をして行くのは遅いので、実を言つてこの法案の中に盛り込んでおります基本精神を生かすためには、一日も早くこの法案の中でなくて別に国として電源開発の調査会を設けて、そこで調査をしてできればこういう法律が通つたならば、この法案の中には国民の税金を使つて電源の開発をやるのだから地域をどことどことをいくらのキロワット発電をするのだというふうなことを法文の中に明記すべきだと思ひます。従つて、そうすればさつき提案者の述べられた国民の疑惑を除かれて計画を予定し、年月を制限し、その間に国の総力を挙げて電源の開発を行う。こういうふうにして行くのが私は大体順序だと思ひますが、この法案の中にはそれがごつちやになつて繰返されておる。而も今九州の球磨川水系を取上げて行きますには調査が完了してないから第一期工事の中には入れなかつた、併し第二期工事には入れるつもりだといふ今御答弁があつた。私は少くとも黒部川や只見川の開発をされるよりもむしろいま日本の現実の産業構造から考へて、日本経済の自立に重点をおいて考へるならば、早く球磨川水系の調査を完了して、球磨川水系を第一

次の電源開発の中に当然入れなければならぬ。そういう考へ方を方で電源開発が考へられた場合において初めてこの法案が適正なものであるとしての効力を發揮するのだ、そういうふうに考へている。これは今ここで論議しても方法ないと思ひますが、提案者にもう一ぺん考へてもらうことと、さつき私が申しました電源開発の地点、電源開発に要する期間といふようなものをこの法案の中に私は明記したほうがいいと思ひますが、その点に關しては提案者はどういふ御見解を持つておられるか、もう一ぺん一つ御答弁を聞きたい。

○衆議院議員(福田一君) お説のようによつて行くのも一方法とは思ひますが、私たちがとしてはこれは国土総合開発といふ面から見て参ります。今まだ国土総合開発といつても地点が指定されただけでありまして、調査がそれほど十分に進んでおるといふわけではございません。成るほど電気の充足は非常に大事なことでもありますが、併しそういう面との関連性を持つてよく調査をいたして悔いなくならしめることも又非常に大事な国策の一つと考へておるのでございまして、そういう意味からいましてこの法案で以て審議会を作り、その審議会において根本策を検討いたしましてそうして順次これを実現して行くというほうがいいのではないかと考へておるわけでございます。併し今仰せられました球磨川の問題を大いに調査するといふことも異議がないのであります。これを大いに調査を進めることについてはあなたと全然意見を同じうするものでござい

ます。なおそのときに御説明がございましたが、球磨川の調査と只見川の調査或いは天龍川の調査とは五十歩百歩ではないかといふようなお話でございましたが、これはこの前結城委員からも御指摘がありましたように只見とか天龍とかといふ所では随分昔から研究が進められておるわけでございます。まあ完全にできていないという意味では或いはお説の通りかも知れませんが、調査の度合といふかこの進行状況といふことを考へて見ますと、やはりそこにはAクラスとかBクラスとかCクラスといふものが出来て来てもこれはいたし方がないんじゃないか。併しそういうふうに出て来ておるからといつて、ABCといふような私はこれを一つの例として申し上げたのであります。そういうことを言つておりながら、私はそういうものがあつても球磨川をやらなくてもいいといふことを私は申し上げてゐるのではなくて、たとへば調査は今のところは遅れておつてもどうしても必要だといふことになりますれば、これは大いに研究して成るべく早く調査を進めましてそうして早く実現するように努力するといふことについては私は西田さんと同じような意見を持つておる者でございます。

○西田隆男君 国土の総合開発と治山治水の問題と水力電源の開発とは密接不可分の関係にはあります。密接不可分の関係にはありますけれども、水力電源の開発をするから国土の総合開発を考へ治山治水を考へねばならぬといふような提案者の御意見には私は反対……これは逆だと思ひます。国土の総合開発と治山治水の施策がはつき

り決定されて、これと水力電源の開発とがどういふ関係におかれねばならんかというの、この電源開発調整審議会ですか、これで審議すべきであつて、私が申し上げたような基本的な国土総合開発の問題、治山治水の問題というものはこの法律が通つても通らなくても政府が当然やらなければならんことと私は思ふのです。従つて只見川の電源開発の調査は或る程度できておる、球磨川もやるのだというのなら球磨川の調査と一緒に進めて、どのくらい時日が遅れるかも知れませんが結局この法律案が通つて電源の開発を始める頃には球磨川の開発も私は始めなければならんと思ふ。そこで今の提案者のお話を聞いておりますとまだ結論は出ておらないようですが、大体においてこの会社ができてから水力電源の開発の調査の結論をいつ頃までにお出しになるお考えなのか、それを一つ承わりたい。

○衆議院議員(福田一君)

会社にできる前に、法案が通りますれば審議会はすぐ発足をいたすように相成ると思ふのであります。まあこれは大体同時期になるかも知れませんが、直ちに今までの調査がありましたものを十分研究をし、又同時に今後やるべき地点その他についても調査を急速に進めて行くこと、かようなことに相成ると存じます。

○西田隆男君

それじやまあその問題ははその程度にしましてあとの問題に続きますように。

ことは、ただ水力だけの問題でなくて火力も並行して考えなければならん。従つて提案者が説明しておりますような電力の総量をふやすという意味合から行けば当然火力も並行して考えるべきであると思ふのだが、この法案では水力だけしか考へておられないようです。どういふ理由に基くものであるか、提案者の御意見を承わりたい。

○衆議院議員(福田一君)

御尤もな御意見でありまして、その点については実はいろいろ調査もいたしましてし今後ともこれを続行いたさなければならぬと思つてゐるわけでありまして、今までは然らばこの法案の中に火力発電所の充て足について直接に地点が挙げられておらないということがあつたのであります。それが、それは今この法案を提出いたしましたまでの間に、石炭の炭価でありますとか或いは火力発電所の能力というやうな問題をいろいろ研究いたしましたのであります。今まで得たところにおきましては今のやうな石炭の炭価であり今までのやうな火力発電機の能力でございましてと相当割合に電気がなるわけでございます。そういうことになり、この場合において非常な割合に火力発電所を作れば安いものができると、この場合において非常に割高な火力発電所を作るといふことでは、成るほど電気の総量を増加するといふ意味においてはどちらをやつてもいいわけでありまして、高いほうがいいか安いほうがいいかといへばこれはどういふことも安いはうをとらざるを得ないことは、国の税金を使つてでありますからいたし方がないと思ひます。そういう意味がございまして、将来これから又我々が研究をいたしましてそうし

て非常に高効率の火力発電機械が近く手に入れたら、まあ日本ではとてもこんなものはできないのであります。アメリカから輸入するといふやうなことになるまいし、今アメリカあたりでもなか／＼火力発電所の機械を購入するのにはむづかしいようございまして二年も三年もかかるなければこれは手に入れないようございまして、その機械が手に入つた場合において、今度はその当時の石炭の炭価といふもの、今後の見通しといふものをつけまして、そうして石炭は割合に安く手に入るといふ見通しがついて来ましたならば、これは或いは場合によつては今後やろうとしておつた水力発電所の一つとも私は差支えないんだと考へるのでありまして、これは一つの命題といひまして、いわゆるできず審議会が当然十分この点は考慮をしていい問題だと考へておるわけでございます。

○西田隆男君

今の火力発電の問題に對しては私は提案者と全く正反對の考へ方を持つのです。国がこれはまあ五割以上の出資になつておりますが、恐らく民間からの出資はこの会社には考へられませんが、大部分、言い換へれば全部が国の出資になつておる、私はその可能性が非常に強いと考へております。国民の税金を使つて電力の発生量をふやす、水力が安いから水力だけをやるといふのじやこれは国がやるということには大体ならぬ、国がやる仕事じやない。これは営利会社がやつても安い、電源の開発をやれば喜んでやるのです。国がやるという建前から考へても、あなたが考へるになつておる例えは豊富にして低廉なる水力

電源の開発はできるのです。そうすれば日本の現在の水力電源のあるなしの關係から各地方々々には料金の差が相当つておる。従つてべらぼうに高い火力発電を使つております地区を申しますれば九州ですが、九州地区では産業が非常に負担をしておる。従つてこういう会社でもできるならむしろ安い水力の電源を開発すると同時に、高くて火力の電源も当然開発をして水力発電の所には實際の開発しただけの金のかかつていないやうなふうにして、安い電源の平均した電力料金でその産業に使わすといふことを国自体としては当然考へねばならぬ。それと共に発電の総量もふやすといふこの二つの考へ方から当然水力の問題は併行して行わなければならぬ、私は特にそう考へております。

それから石炭の問題を今論議されましたが、福田さんは最近の石炭情勢を御承知ないとみえまして、一時は非常に石炭が高いのだと言つておりました。が、今の電源は九州あたりではカリカリ、七十銭ぐらいで九電では買つておるやうです。九電の使う石炭が平均四千二、三百カリリ程度ですから、そうしますと三千二、三百円前後の石炭を今使つておる。この前提案者はこの席で六千円しておるからそれが半分ぐらになつたらと言われておりますが、今はすでに半分まで行かないでもこれに近い石炭の価格になつておるといふのが九州の美態なんです。従つて火力の発電計画をされてこの法案が発足になつてもべらぼうな割高にはならぬ老朽しておるものが相当ある。従つ

て水力の発電と同時に火力発電といふものを並行して考へてもらはないと、さつきも言つたやうに九州の日本における産業の地位の維持ができないといふことは、日本経済の自立の達成が困難になるといふふうに私は考へる。

そこで提案者に特に私がお願いしたいのは、将来は考へるであらう或いは審議会等で論議するであらうといふことではなくて、当然水力の電源開発を主とはしても火力もこれと並行してやるんだという考へ方をこの法案の中に織込むのが私は適當だところ考へます。提案者はさういふ考へ方にお変へになるわけにはいかないのか、これを一つお聞きしておきたい。

○衆議院議員(福田一君)

お説は御尤もでありますから慎重に研究をさせていただきます。

○西田隆男君

もう一つお伺いしたいのは、これは冒頭に私が質問したと思ひますが送電幹線の問題です。これを提案者はこの委員会、地域は忘れませんが、東北、北陸方面の電源の開発をされたのに対して或る地点までは送電幹線を設置する、それから先は今の送電線を使うといふ御説明があつたやうですが、水力電源の相当な量の開発をする、言い換へれば只見、黒部、天龍といふやうな所の開発された電気を送るために送電幹線を新規に作つて、そしてロスその他を軽減される方法を講ずるといふことも私は電源開発の一つの重大な使命だと思ふのです。今までの考へ方通りに考へられぬのか、或いは今私が申し上げておるやうに送電幹線の問題をもう一ぺん考へ直すお考えがあるのか、御答弁願ひたい。

○衆議院議員(福田一君)

私たちは、

一応試案として作成しました電源開発を完成いたしましただけでは、今の送電線が十分に送電ができると考えておるわけではございまして、或る一定地点まで送電線を持つて参りますればその地点以後は今の送電線をやつて行ける、かように考えておるわけでありま

す。併し今後第二期の計画をいよいよ充実にして行くことになりますれば、所によりまして今仰せられたような問題を研究し又実行をいたさなければならぬ面が出て来るかと思ひますので、私たちがとしては差当りの問題としては送電幹線の全国的な充実に

いう面は考えておりませんが、今後審議会等においてはその面も十分研究いたすべきものと考えておるわけであり

ます。

○西田隆男君 もう一つお伺いしたいのは提案者はこの法律案を起草される

當時から現在に至るまでの間に、一定の地域において発生される電力といふものが現在の消費よりもその地域において相当増加されることは私は常識だと思ふのですが、それはどういふふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(福田一君) 勿論この電力の需用といふものは漸次増加して行くものと考へておるのでありまして、それは必ずしも発電所が余計で

地域のみでなく発電所のできない地域でも増加をいたして行くものだと考へておるわけでありま

す。業が興隆すれば只見川の発電所で発電された電力は発電地区において相当量使われるといふことが考へられる。従つて他の地区の現在の産業構造から考へての増加量に對する送電といふ考へ方が多少変らなければならぬ。私は電源が開発されたならば必ずその電源の開発された極めてロスの少く供給を受ける地域に産業が起ると思ふ。それを提案者は起ると考へておるのであるかといふことを聞いておるのであるから、もう少し具体的に御答弁下さ

い。

○衆議院議員(福田一君) それはお説の通り、そういうような発電所ができますればいわゆる深夜の発電といふような余剰電力を安く使える、いわゆるピーク時でないところの電気を安く使える産業が起きて来ることはあり得ることだと考へております。

○西田隆男君 そこで問題になるのがこの水力電源の開発と、各地域の地域差料金の問題が当然問題に浮んで来なければならぬと思ひますが、この點に對しては提案者はどういふふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(福田一君) そういうふうないわゆる余剰電力を使う工業が起きましても、常時に発電いたしますところの電気の量がふえますことはやはり地域差を緩和する意味において相當の効力があるものだと考へておるわけでありま

す。

○西田隆男君 それはむちややんで、只見川で発電された電力は九州には行きませんから、結局九州の電力料金と東北、関東といひますか、北陸、関東といひますか、その附近の近近としましてはその電力料金の差はむちやま

りませんから、そうむちややな答弁をしては駄目ですよ。もう少し地域的に現実に立脚しての御答弁をしてもらわんと、さつきも九州の球磨川の開発についても意見を述べましたよ。それは福田さん今の御答弁は乱暴過ぎますな。もう一ぺんやり変えて下さいよ。

○衆議院議員(福田一君) どうもお叱りを受けて恐縮であります。併しどりてございまして、只見川とか、天龍川とか、或いは音母衣、吉野とかいう所に発電所ができ、そうしてその余剰電力を使う、いわゆる安い電力を使うものができたとしても、相當量のやはり常時電力といふものがふえて来るわけでありま

す。そうするとその常時電力がふえるといふことは、今まで必要としたところの電力に對して全部その電力をやつてしまふというふうな考へを私は持つておるわけではないのでありまして、一定分は非常に不足した方面へ流すようにしなければいけません。従つて貸付とか譲渡とかいふような場合においては或る程度の制限を附して、そうしてこの電気を流すといふことも考へなければいけないといふことを毎々御説明いたしておるのでありまして、これは順次順送りになりま

す。例へば中国に或る程度の電気を今度は東海方面からやる、或いは関西からやる、こういうことにはいたしません。北陸からやるのとすればそこで中国の電力量がふえて来る。その電力量が今度は中国の分を又関西へ渡すように、それは行政的な措置、或いは今後の電気の事業の運営、監督等によつて間接的ではありますけれども或る程度効果があるものではないか。要するに今のうちに放つておきまして、特殊会社が

できなくてまだ三、四十億キロワットアワー出ない場合と出た場合とを考へて、出たときのほうが若干でも私は地域差にいい影響を考へるであらう。こういう意味で申上げておるのであります。それはその地点に余剰電力を使う工場ができたからといつてそれに全部渡すようなそういうやり方には私は相成らんと思ふのであります。まあそれが今後公益事業委員会或いは通産省がそれを所管されるとすれば、そういう電気を担当されておりましたところの官吏の最も何といふか注意をしなければならぬところでありま

す。それくらゐのことは電氣行政をやつておる人は十分わかつてもらへる問題であり、又そういう面でも我々議會人も監督いたして行かなければならぬと、かように考へておるわけでありま

す。

○西田隆男君 どうも福田さんの御答弁はポイントがはずれておるので、弱るのですが、私の申し上げておるのはそういう意味じゃないのです。まあこれが仮に東北電源が開発されて関東、関西或いは中国まではどうかして行くかも知れんと思ふのですが、その間には行くとしてもあなたの立案の考へ方からいつて豊富にして低廉な電力ができ

るのだ、従つて販売せられる電力料金といふものも当然安い料金で販売されなければならぬわけなんです。だから水力電源の開発される所、而もその水力で発生した電力を余計に使ひ得る地区、この地区の電力料金といふものが、九州のように離れて送電幹線は三万五千キロのものが一本しかない、而も水力の開発は第一期工事には調査ができていないといふので考へていな

い。福田さんのお話では非常に高い石炭を使つて、非常に古い設備で火力発電をして九州の電力消費者の間の電力料金の差がつくであらう。こういう考へに對してどういふお考へを持つておられるか、こういう一つの具體的に質問をした、そういう質問なんです。それからそれに対するあなたの東北から中国までの電気が流れるであらうと想定され、地域差のことだけおつしやつて九州の問題をお取上げにならなから答弁にならんと思ふのです。が、その際には九州で発生する電力の消費者の電力料金といふものと只見川、黒部川、天龍川等の豊富にして低廉な電力が発生されて、それを安い料金で使う消費者との電力料金の差はどういふ工合にお考へになつておるのか、こういう質問なんです。

○衆議院議員(福田一君) それは説明が足りなかつたと思ふのでありますけれども、私の申し上げましたのは、中国でそういうふうな安い電気を供給するといふ場合においては、それは九州に對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

うに對しては中国から又送るよ

とることが非常に大事であらうということをお申上げたのでありまして、それは決して九州の問題を無視しておるといふわけではないのでありまして、結局中国へ送りまして、又中国で発電した電気を今度は又九州に安い料金で肩替りして送って行くということになれば、私は地域差に好影響を與えるであらう、かように申上げたわけでありま

○西田隆男 質問の仕方を変えてみましょう、おわかりにならないようだから……。あなたは四国の水力電源の開発はお考えになつておられるようですが、四国から中国に対する送電幹線は作るのだというお話があつた。九州のやつは今私が申上げたように送電幹線は一本しかありません。一本しかないということは電力の融通をやる場合に或る一定量以上はできないということなん

です。幾ら安い電力が発生されても九州地区には持つて行けない。だからあなたのおつしやつたことは私にとつて答弁にならんし、意味がない。追究しても仕方がないでしょうから、それでは四国で発生した電力を中国に持つて来る送電幹線を作るとおつしやつて

○衆議院議員(福田一電) 我々が想定いたしておりますのは送電線を充足する意味において四十億圓くらいの金も想定いたしておるのでありまして、これによつていわゆる十数万キロの送電幹線ができる予定になつておられるわけでありまして、なお私は今特殊会社の分について御説明申上げて、おつたのでありますが、電気全体といたしましては四

百万キロ、これは民間でもやりまして、先ほど申上げたように公共団体、自家発電等でもやりまして、こういう面を全般的に考へて参りますという、かなり九州の問題にも好影響を與えるものとかように私たちは考へておられるわけでありまして。

○西田隆男 提案者は抽象的な答弁だけされるので弱るのですが、四十億圓で送電幹線を考へておられるということ、四十億圓くらいは四国から中国に送る幹線で使つてしまふ、そんな冗談みたいな答弁をせんように、もう少し真剣に考へて下さい。四十億圓の送電幹線の経費は恐らく中国から九州に送るやつで済んでしまふ。ほかのところは何もでんということになる。そういうような基本的な考へ方でこの法律案を作られてこの法律案を実施されたらもう大変なことになる、それを私は心配しております。

○衆議院議員(福田一電) 私の申上げたのは第一期でありまして、第二期の分としては一応百数十億圓の経費を計上しておられるわけでありまして。

○西田隆男 その問題はそれくらいにしておきましょう。福田さんはいじめでも仕方がないから……。ただ提案者に重ねて私が申上げておきたいのは、九州の球磨川水系の開発は火力と並行して開発するということが一つと、この法律の審議の最終段階に至るまでに提案者並びに自由党はもう少し真剣に考へて、何らかの措置をとるようにならうに善処されんことを特に要望しておきます。

る電源開発をするための資材、その中で特にセメントと銅の問題についてお伺いしたいのですが、セメントは二十六年が六百八十万トン程度の生産をやつておる、安本では二十七年年度には七百四十万トン程度お考えになつておられるようですが、あなたが出された法案を見ますと二十六年年度は三十万トンだけセメントを考へておつたのに百七万トンを第一期の二十七年年度に考へておる、セメントは大丈夫だろうと思

うのですが、なおセメントに対して自信があるかというのを一つと、それから次は銅のことです。銅は二万数千トン考へておられるようですが、併し日本の銅の生産は八万トン余りしかないと思ひます。このうち或る程度は海外に輸出しておるというわけ、現在の日本の銅の値段はべらぼうに上つておる。それを二十七年年度に二万数千トンの銅を電源開発に使うということ

になると、国内の銅の需給のバランスが壊れてとんでもない現象が起きて来はせんかと私は懸念するのですが、こういう点に対して提案者はどう考へておるか、提案者に説明ができなければ、安本長官が見えておりますから安本長官からでも結構です。この二つの問題について一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一電) 御尤もな御心配でございまして、実はこの法案を出します時にも、資材の問題は非常に我々も関心を持つたわけでございますが、併しセメントにつきましてはいろいろ研究をいたしました上で、二十七年年度はそんなに使うことになつておりませんが、最盛期の二十八年度には百五十万トンぐらいということになつて

おります。それだけのセメントは余り他を圧迫しないで供給できる、こういう観点に立つております。なお銅の問題も御尤もなお考へてございまして。これにつきましても実は成るべくアルミ線その他のものを利用することを考へ、なお且つ二万数千トンというものは要るわけですが、併しこの程度のものではありますれば、これは需給の何んと言ひますか、重点的な使用方法を考へることによりまして大体充足できるといふことを我々は確信をいたしましてこの法案を提出した次第であります。

○西田隆男 提案者はよく確信されるのですが、實際はそうじゃない。銅の問題は非常に大事なのです。銅の値段は十七万円ぐらいいしかなかつたのが、今は四十万円から五十万円に上昇しておる。二万数千トンの銅を使わな

いではさういふ状態なのです。それを二十七年年度に二万数千トン使うということになれば、輸出も今まで通りするということになれば、銅の価格というものはべらぼうに上る、で国内の需給のバランスが壊れてしまふのでそういうことを非常に懸念するわけですよ。この確信があるとおつしやるけれども、確信だけあつて数量を殖やす確信がない限り、同じ生産量の中から消費が殖えて行くのですから、これは確信があつてもバランスが壊れるのは火を引くより明らかなだ。何らか銅に対して特別の措置をおとりになるのかどうか、これを一つ安本長官答へて下さい。

○国務大臣(周東英雄) お手許に出しておる数字がどうも私よく存じませんが、私の手許にありますが資料では電気銅、大体二十七年九万四千トン生産になつております。それから二十七

年度に使う電源開発関係に予定しておる数量は一万九千トンと大体なる関係から見てこれくらいのことではできると、こう考へております。ただこれに對しては御指摘のように国内における生産関係についてもこれは非常に努力をいたさなければならぬ。外国からの、日米協力関係等から国内における銅の或る程度の使用制限をするということと関連しつゝ原料の磁石等について輸入の計画を進めておられるわけであり

○西田隆男 安本長官にもう一遍聞きますが、今二十七年年度は九万四千トンのうち電源開発に一万九千トン、こういうお話ですが、二十八年度の銅の生産は八万七、八千トンですか、そんなくらいと記憶しておりますが、これが電源開発用に何ほ使われておるか、特需に何ほ使われておるか、そういうことは別として消費が幾らになるか、これを一つ説明して頂かないと、今の九万四千トンのうち一万九千トンの銅は福田君のような確信があるという結論は出ないのです。

○国務大臣(周東英雄) 細かい数字のことについては事務のほうから詳しく説明いたさせます。

○西田隆男 二十六年年度の内容を特に……、
○説明員(佐々木義武) 電気銅に關しまして少し内訳を申上げたいと思ひます。
二十六年年度の輸出、特需等は二十六年年度はありません。内需の分だけでありまして、特に電線用に使われます銅の量は六万九千五百六十五トンになつております。その他二万四千十三トンでありまして、計九万三千五百七十

八トンになってございます。二十七年度は輸出に約千トンばかり見込みまして、特需はございまして、内需のほうは電線用の六万六千、その他二万七千、合せまして九万余千という計算になっております。その内訳を申し上げます、年初在庫が二十六年度につきましては二千七百四十四トンでございまして生産が九万一千七百七十二トン、繰越在庫が九百三十八トンになっております。二十七年度は年初在庫が九百三十八トンでありまして、生産が八千トン、輸入が六千トン、繰越在庫が三百三十八トン、こういうような状況になっております。

○西田隆男君 今の二万数千トンの中に電源開発用の電気銅が含まれておるのですか。

○説明員(佐々木義武君) そうでございます。これは素材で申し上げましたので、製品に換算いたしますと電線といましては一万六千九百六十八トンになっております。その一部に電源開発用の電線を含んでおります。

○西田隆男君 二十六年度の電源開発用になっております電気銅は幾らですか。

○説明員(佐々木義武君) 大体一万トンくらいです。

○西田隆男君 これは提案者について伺います。提案者は、この法案の質疑の過程において新らしく作られる全国一社の特殊会社はそう長くないのだという意味合の答弁をしておられたが、この法案に盛り込まれておる会社は何年くらい大体存続する御予定でお作りになるか、これを一つ伺いたい。

○衆議院議員(福田一君) 只今審議計画は大体昭和三十五年くらいでまあ完

成したいと思っております。そこでこの会社は譲渡或いは貸付というものを目的としておられますので、譲渡貸付が全部できるということになります。入るといふか、そういうような過程に入つて来ると思ひますが、建設ができるか、それは建設をいたして見て、そうして譲渡貸付する相手方と交渉いたして見なければわかりませんが、はつきりした目度は一応あります、はつきりとして申し上げることはいたしかねると存するわけでありまして。

○西田隆男君 あなたの答弁を聞いておると結局わからんということになるのですが、目度はどういう目度なのですか。

○衆議院議員(福田一君) 目度といいたしましては三十五年度の第二期計画が終れば、私は一応清算過程に入るものと、こういうふうには申し上げたつもりであります。

○西田隆男君 提案者にお伺いいたしますが、この法案の中に今言われたように譲渡、貸付、卸売りの三つのことが会社の仕事として書いてあるようですが、この特殊会社は水力電源の開発をするに主たる目的であつて、譲渡、貸付、卸売りの三つは、いわば譲渡をしてからの附随業務と思ひますが、従つて三つ書いてあつても、譲渡、貸付をするというところが主として

の会社の仕事であつて、卸売りのほうは考えないでもいいのだから、万一の場合の考慮に基いてこの卸売りのほうを表現をされておると思ひますが、そういう意味ですか、それとも譲渡、貸

付、卸売りとこの三つはそれ／＼相当のウエイトを持った関係において書かれておるのか、これを御説明願ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 譲渡、貸付が主眼でございましてウエイトはそれに多いのでございまして。卸売りのほうは一部発電ができるようになりまして、全体のプラントができないうちは譲渡や貸付ができないような場合もありまして、そういう場合を想定してやつておるのであります、譲渡、貸付をいたさうといたしまして、相手方がどうもそんなものは要らないという場合等を想定いたしまして一応卸売りのことを書いたものであります、法案の趣旨は譲渡、貸付が本

体でございまして。

○衆議院議員(福田一君) 今の問題についてですが、相手があるので相手が要らんとするは仕方がないというような御説明があつたようですが、そんなことは御説明にならないほうがいい。あなた最初から豊富にして低廉な電力を供給して日本の産業の振興発展のためこの電源の開発は必要だということ

を大きく謳つておる。恐らく価格の問題は別として、価格の問題は折合いさへ付けば譲渡を受けないとか貸付は嫌だという会社はないと思ひます。従つて提案者に聞きたいのは、安い電源開発がされることは結構なことなのだが、それを譲渡される場合、或いは貸

付をされる場合、やはり相対安い価格で譲渡され貸付されなければこの法案の目的の達成はできないと思ふのです、これはどういふふうにお考えになつておられますか。

○衆議院議員(福田一君) 勿論豊富低

廉というものは目的でありまして、国が金を出して行なつておるものを特に儲けて売らなければならぬというところといたしません。そこで一応の基準といふものをそういうところに置いて基準が作られるのであります、私たちが提案者としていたしましてはまあ安い電気を供給するということを目的として、併し損をしない程度にやらねばなりません。損をしない程度において成るべく安い電気を供給すると、かように考へておるのであります。

○西田隆男君 今の提案者の御説明は御尤もと思ふのですが、やはりそういう考へ方ではこの会社の存続期限の目度もお考えになつておると思ふのです、

さつき私が申しましたように譲渡を受けないという会社、或いは貸付を受けないという会社は私はないと思ふ。自分たちが電源の開発をした発電の一キ

ロワット当りの原価よりも安い価格でそれを貸付したり譲渡したりしてくれ

ると、而も財政資金を使つてやつたものをそのやるのだと言われれば、電力の需給のバランスが我々が考へておるようにならないで、壊れてしま

えば別ですが、問題が出ない限り必ずしも私は譲渡を受ける、貸付を受け

る、これはもうそういうふうな結論を

出しておいても差支ないと思ふのです。そこで問題は今あなたがたの目度になつておる会社の存続期限という問題になつて来る。従つて三十五年まで電源の開発を一応終了するといふ計画ができておるというものであれば、私はこの法案の中に会社の存続期限というものを当然明記すべきであると思ふ。この点に対して提案者はどうお考

へになつておるか御答弁を願ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 私たちは譲渡、貸付といふものを主体にはいたして

おりますが、一応の目度は三十五年といふことにはいたしておりますけれども、

三十五年といふことにして、或いは

半年なり或いは一年なり又延びるという場合において、又問題が起るよりは、一応三十五年という想定をしておけば、大体において譲渡、貸付ができれば、そこで清算に入る。とにかく開発が主体であるということをはつきりいたしておきますので、これは運用の面においてお説のように私は運行できるものであらう、とかやうに考へておるわけでございます。

○西田隆男君 私は運用の面云々のことを考へておるのではないのです。私はなせ期限をこれに付けたらということ

を言ふかと言ふは、十年なり十年、三十五年までに電源の開発ができないような状態である、或いは三十五年までに電源の開発を終了したものを譲渡、貸付できないような状態であれば、これは日本の経済界にとつては非常に重要な問題

なのです。ただ期限が半年延び、一年延びといふような簡単な問題でなく、日本の経済全般から考へて、電力需給の問題に対しては非常に重要な問題が惹起されておるときはさういふことは起きないと思ふ。従つてこの会社に責任を持たせるといふ意味において、或いはこういう会社がだら／＼いつまでも存続して、そうして国費を費すといふことのないために、私は当然この法案の中にこの会社存続期間といふものをはつきり明記すべきであるといふふうな考へてゐるが、提

案者はこの意見に反対ですか、賛成ですか。

○衆議院議員(福田一君) その問題は一応御尤もに考えますので、慎重に考慮させて頂きます。

○西田隆男君 いま一つお尋ねしたいのは、この前の委員会が結城委員の御質問に対して、提案者は電力会社が電源の開発をやろうとすれば、あながちこの会社で無理にしようとは考えない、電力会社がやろうと言えは電力会社にやらせるのだ、こういうふうな御意見を述べになつておつたのです。その御意見は今日といえども変わりませんかどうか、もう一遍一つ御答弁願いたい。

○衆議院議員(福田一君) 電力会社という言葉の意味は、九つの今の電力会社という意味でありまして、これが二つなり三つなり一緒になつてという意味で申上げたのではありませんが、九つの電力会社が相当自己資金を調達できるというふうな見通しがついて、そうして必ずやつて行けるという見通しがついて参りますならば、これは私は当然考慮していいと考えております。

○西田隆男君 考慮していいという言葉が一つと、九つの電力会社、これは二つ一緒になつてするということではなくて、九つの電力会社というこの二つの発言があつたようですが、この前の結城委員の質問に対する御答弁と今日の御答弁は、この二つの点で非常に大きな変化が起きておると思うのです。もう一遍提案者はこの條文の十二條に「その規模が大であり、又は国土の総合的な開発、利用及び保全に關し特に考慮することを要するものであるため、政府において会社が行うべきも

のと定めたものをすみやかに、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。」「この條文に關連して結城委員からの質問があつたのです。電力会社が現在の水力電源、もつと端的に言い換れば、この法案の中であなたがたが主眼としてお考えになつておるような地点を電力会社が開発をするというふうな場合、それをあなたがたはこの会社ができたと仮定して、そのときにそれに対していいを言われるか言われんか。具体的に聞いてみましよう、もつと言えは、天龍川の開発が二つの電力会社によつて共同して行われるようなことを新聞では拜見しておりますが、この天龍川の電源の開発については、あなたがたは第一の開発にお考えになつておるようです、この法律ができれば……。そういう關係にある天龍川の開発を今の電力会社が開発するといふ場合に、提案者はこの法律が通つた後において、それをお認めになるといふような基本的な考え方、この法案を作つておられるかどうか、一つこれをはつきり御答弁を願います。

○衆議院議員(福田一君) 具体的に申上げまして、天龍川の場合に中部と関東が一緒にになりまして、この天龍川の開発を計画しておられるようでありまして、私たちがそういうものに對しては、これを認めないつもりで案を立案いたしておりました。

○西田隆男君 認めないという理由を一つ御説明願いたい。

○衆議院議員(福田一君) 天龍川の場合におきましても、資金の面におきましては実は今までに二十七年では三百億円の見返資金を電力会社に出してお

るのでありますが、ところがその資金を出される場合においても、天龍川を開発するような計画を持つておられなかつたやうでありまして、そういう意味でも若し天龍川をやるために金が出せるやうでありましたならば、そういうような金は私はよその地点の開発に当然振向けたいのではないかと、かように考へておるわけでありまして。又我々がこの法案を出した意味から言つても、国土の総合開発、而も大規模であるといふやうなものについて、これはやはり特殊会社でやつたほうがいいのでありまして、我々の考へているのは電源の開発の主体といふものが、九つの電力会社、公共事業、それから自家発電、もう一つは特殊会社であるの、一番いい案だと考へておるのでありまして、そういう意味で本案を提出いたしておりますから、二つの会社が連合してやられるという意味においては、私たちはこれを認めるという考へは持つておりません。

○西田隆男君 そこで私が冒頭に申上げたことが問題になつて来るのです。この法案の中に盛り込んであります全国一社、特殊会社、これは当時のいつの政府でも強力なバックを持つており、資金は財政資金を転用してこれに使う、こういうことは構想なんです。従つて今まで提案者が説明されておつた内容であれば、まだ私はいいと思ふのですが、今日の御答弁を聞いて、私が冒頭に申上げたことの懸念がますます強まつた。いわゆる電源開発のことは専有会社だ、いわゆる一種の電源開発の国家管理だ、こういうふうな断ぜざるを得ない。提案者はいろいろ御答弁をされるだらうと思ひますけれども、この審議会の内容を見て御覽なさい。安定本部長官等七名の閣僚が入つてゐる。これは純然たる閣議です。閣議で決定してこの法律にどんなことがしてあろうが、若し安定本部長官以下がどの水力電源を開発しようと思へば、これはもう赤子の手をねじめるやうな恰好で、その電源開発にこの会社が乗り出すことができるという虞れが多分にある。いわゆる政治的な電源の開発といふことが、これは完全に窺われる。そういう点を我々非常にこの法案を読んで見ても懸念をしておるわけですが、今提案者が二つの電力会社が共同して開発するなら認めないという理由は、非常に薄弱な理由で、これは日本のいわゆる企業の自由を制限する、極言すれば、そういうふうにも受取れないことはないやうな提案者の今の御発言である。これは一つ提案者のほうでもお考え直しを願ふといけな

い。自分たちが法律を作つて国会に出して、それで開発しようという計画の中に織込んでおるものをほかの会社がやるならこれはやらせんぞ、こういうふうな考へ方でものを考へられたのは、私は国の政治の運行はうまく行かない。而もこの会社はこれだけのバックをしてやらせている以上、この会社が若し誤つた考へ方でも電源開発をやつたらば、今の九つの電力会社はとて對抗することはできない。こういうふうには私は考へるのですが、提案者一つすなおな気持ちで今の天龍川の電源の開発の問題をもう一遍考え直してみるといふ気はありませんか。

○衆議院議員(福田一君) 今のところでは、そういう気持はございません。

○結城安次君 閣議して……、提案者にちよつとお伺ひしますが、天龍川を許さないという根拠はどこなんですか。大体天龍川は静岡県にある、而も静岡県は東京電力と中部電力との共同の場所である電力の供給は東京電力が四割八分、中部電力が五割二分と、いわば半々といふその地域に両者が自己の電源不足といふことからそれをやろうといふのに許さないという理由はどこにあるか、ちよつと御説明を願ひたいと思ひます。ただ若し金というだけならばこれはもう国家資金はお前には使わせない、お前のほうにやつたからこれ、それで、それはできないからやらせないといふなら別ですが、それ以外の理由……。

○衆議院議員(福田一君) 私たちは九分割といふのを一応肯定いたしておるのでありまして、九分割といふ趣旨は一応の地域があるわけでありまして、そうしてそこで発電をし、そして売電をするといふことについては、そういう大規模なものをやることになれば、私は九分割の趣旨とは相容れないものになるのではないかと、これが第一点、もう一つは天龍川といふものは成るほどいい地点にはなつてゐるけれども、この天龍川で作りました電気というものを、先ほども御説明があらうございました、九州とか中国だとかいふような足りない所にも供給してやるというやうな意味を考へて見ますといふと、そうすると二つの電力会社でやつたといふ場合においては二地域だけにしかこれが均等にできないといふことになる。こういう面も考へて見て、やはりこれは九分割の本當の趣旨を今度はもう大きく打ちこむことに

なつてしまふ、私は九分割がこゝで非常に効率を上げてゐるかどうかということに申上げるのではありませんが、一応こゝで九分割という建前をとつた以上は、その趣旨を或る程度貫いて行かなくてはならぬ。私たちは特殊会社を作つた場合においても、その作つたものを譲渡、貸付するという考えを持つてゐるのは、この九分割を尊重してゐるからであります。そういう意味合において若し今度は東京電力と中部電力が一緒になつて、そして自分の地域内にあるものを開発するというようなことになつた場合に、相当大きく私は再編成の理論とも相反して来るのではないかと、そういうことを考へるのであります。そういう意味合で私たちは賛成をいたしておらないわけでございます。

○結城安次君 只今の御説明では九分割のところには作らせるが、その両者が共同とか何かならば作らせないというのが一つ。それから作つた電力が、若しそういうふうにするならばよそに廻らすわけには行かないから云々というお話ですが、大体提案者はこの九分割によつて日本の今後の電源が大体安当に分けられると思ひますか、どうですか。その点から先ずお伺ひしたい。

○衆議院議員(福田一君) 一部においては安当でない面もあるかと考へております。

○結城安次君 私は安当でないのをどうして今後安当に直して行くかというのが今度の、例えば天龍川のごとき東京、名古屋の合作で行くというの、両者間の電源をだん／＼アデレージして行くというのが一つの目的になると思ふ。同時に提案者はそういうふう

なところではよその地域に流すわけには行かんから云々と、誠に驚いたことである。これは許可の場合に如何なる條件でも付けられる、最初こういうふうにして、ああいうふうにしてということは、どんなことでも条件は付けられるんですから、若しよそに廻すならこれは何割、どれだけはどこに廻せという許可条件が過去においても現在においてもあるんです、それをまるでできないかのごとく言つて、これは特殊会社でなければそういう融通はできないんだと、ほかの、つまり九電力会社でやつたのではできないというふうなことは、私は独断過ぎる御意見と思ひますので、これ以上は聞いてもこれは議論になりますから申上げませんが、誠に驚いた独断だと私は思つております。

○西田隆男君 今の問題ですが、天龍川の問題に關連してですが、提案者はさつきから電力の融通の問題について行政的な措置を講ぜねばならぬということ強く言われておりますが、現在の公益事業令によりますと、公益事業委員会が電力の融通については融通命令が出せるという規定があるにもかかわらず、なか／＼融通命令を出さない。出さないで電力の融通がうまく行つてゐるかという、なか／＼うまく行つてゐない。従つて提案者の御答弁されるような基本的なお考えであれば、電力の融通に対して何らかの法的措置をとるといふふうに私は考へざるを得ないので、そういうふうな考へえ方を以て今答弁されておるのか、これを一つ御答弁願ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 実際面では三千キロワット以上の問題は、安本等

においていろ／＼割当を決定いたしてあり、公益事業委員会と連繫をとりながらこれをやつておるわけでありまして、電力の融通の問題においては或る程度コントロールといふ事、割当が行われておるといふことは御承知の通りだと思ひます。(それはポイントが違ふと考へる者あり)私たちは然らば今後においてそういうようなやり方を、そういう法的措置をとられるかどうかというお尋ねであります、私たちがこゝにしましては将来の問題としては考へますが、差当りそういう法的な措置をとらうとは考へておりません。

○西田隆男君 あなたの答弁されておることは違ふので、私の申上げておることは、地帯間の電力の融通の問題、従つてこの法案の内容の説明にあつたは電力の融通の問題を非常に答弁のたぐひに取上げられておる。従つて現在では公益事業令によつて公益事業委員会が融通命令を出すことができるという一つの規定しかない。併しこの新しい水力の電源が開発されて、今こゝで審議しておるが、その開発された電源を全国的に公平な見地で安い電力をどの地域にも流すのだとあなたはおつしやるが、どの地域にも流すというこ

とになれば、今の公益事業令の電力融通命令でなくて、もつと強力な法的措置をされないと限り両者間の話合では電力の融通は現在ですらうまく行つておらない、こういう観点から何か強力な地域間の電力の融通に対しては措置をお考へになつて御答弁されておるのかという質問をしておるのです、そのつもりで一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○閣下大臣(岡東英輔君) 提案者に御質問であります。私のほうからちよつと参考に申上げたと思ひます。福田君が説明をいたしておられますのは私は一緒におりましてたび／＼伺つておりますが、それは譲渡貸付の場合に各地区における電力の供給のアベレージをするために、その場合にどの地区にはどういふふうに分けるようにという條件をつけて行くことによつて、できるだけ各该地区における供給の凸凹を直したい、こういう意思で答弁しておるやうであります。その上に融通命令についての問題はそういうふうな平均いたしまして、昨年の秋以後における異常洪水によつて発電の少ないとき、或る地区においては雨が降つて電力は出でる。そういう場合に地区間における融通をさせるということ、がもう一つ残つておる。こういう關係においては公益事業令で規定があまりして、これは公益事業委員会が思い切つてあの法規に基いてやろうとすればできたはずでありまして、できるだけ話し合ひをつけて行くことである。伝家の宝刀を抜かなかつただけであると思ひます。従つて今後において公益事業委員会が存続しないならば、当然公益事業委員会に代るものができるはずでありまして、そういう關係における場合にきまつて融通命令といふことは今あるような關係においてやはり一つの法的根拠を持つて行くのじやなからうかと思ひます。

併し福田君がたび／＼答弁しておるの、西田さんから御指摘のやうにどうも産業立地的な発電個所についていろいろ考へておらんのかと云々という御質問に対して、何と申しましても発電適地といふものがあつたやうでありますから、これを順次開発してある途中において、余計できる地区に必ずしも産業がまた起つておらない、そういう場合に産業が起つており、而して電力の足りない地区に分けるためにでき上つた発電所の譲渡、貸付の場合に條件をつけてできるだけ平均をとる、こういうようなことを答弁されておつたやうに思ひます。これは是非そういうやうに行きたいと思つております。

それから先ほどから伺つておられます、九州における球磨川の問題は誠に御尤もであります。今後勿論そういう調査ができれば、そういう面において火力よりも先ず水力ができることが必要でありまして、今日までのところ多少ほかの地区よりも調査が遅れておるために第二期計画に廻されておるというところは、九州地区の關係のかたから見ますとこれは非常に残念であります。又國家的に見てこれは残念なことでありまして、今後の実施に當つてよくこれは考へて行つたらいと思ひます。

それから先ほどから天龍の問題が例に挙つて、二つの会社が一緒になつてやろうというのに怪しからんじやないかという西田さんのお尋ねであります。私はこの点はもう少し広い氣持で両方判断を願つたらいいのじやないかと思ひます。決してこの特殊会社というものが、今西田さんの御指摘のやうに、全国各地に思ひ切つてどこまでも皆やつてしまふといふやうな考へは持つておらないのであります。恐らく地区は限定されます。そしてその限定された地区においてのみ担当し、他の九つの会社もそれ／＼担当した地区において並行して電源の開発を進めて

行くのであります。而してその間に、今御指摘の天龍のごときは、いろいろな総合的な開闢関係の立場から、又資金の面からいたしまして、この特殊会社がこれを担当して行く、こういうことであります。担当して開闢した発電所は先ほどから福田君が答弁しておられますように、場合によつては中部電力にこれは譲渡されて行くでしょう。或いは貸付けて行かれるでしょう。そうするとその地区がなぜ二つの会社が寄つて開闢して行かなければならぬのかという議論は、これは一つには特殊会社でやつてもいいじゃないかということになるので、そのほうは懇談的に考えて頂きたい。なぜ二つの会社が寄つて開闢するのでなければならぬのかというのを一氣に言い切つてしまふと角が立つ、今の九つの会社が一つ／＼やるというならまだですけれども、今の中部の配電と関東が一緒になつて、二社が一社になつて新しい会社でやろうとおつしやる、こつちは政府資金を出して必要な貸付をやるという、そういうところは認めない、なぜ二つのところは認めないかという議論があるし、片一方ではこの特殊会社が担当してやつて、そうしてでき上つたら中部の発電会社に貸付をし渡そうというのであつて、そう余りがみ合つて考えないでもいいじゃないか。国家のために電気を開闢するのにか知らんというのを伺つて実は私は心配しておるわけでありまして、このところは私は話合ひだと思ひます。飽くまでもこれは特殊会社を作つて佐久間のダムはどこにも渡さんというのではない、でき上つたものを中部電力

に渡そう、貸付けしようというので、ところがあなたのほうでは、昨日伺つておきますと、それはどうしても中部の会社とこの東部の会社を二社合せて新会社を作つて、特殊会社にやらせてなぜこのほうにやらさんのかというお話であります、それ／＼担当がありましよう。大きな所ですから、政府から資金が出たら担当者から作らして、でき上つたら中部に渡そう、中部の会社自体で並行して見返資金等も相出しておる。それ／＼小さい所でもあります、やはり開闢は必ず担当してやらせて頂くことでありますから、そこでなぜ二社はいいかないのかという議論は、私は大まかに見て五分々々の関係で、これは絶対に特殊会社ではない、二社合算せよという一つの民間会社でなければならぬという理由がどうもはつきりしない。このところは私もさう角立てずに、一つ懇談して話してみたいいじやないかと思ひます。私はそここの結城さんよくわかつて頂けると思ひます。

○西田隆男君 今安本長官のお話であります、極めて政治的な話のようでありまして、それは結城さんも反対しておつたが、私は反対しておるという理由が法律の中に電源の開闢地点が明記してない、明記しなければ法的に効果は何もない、幾ら審議会できめてみても法的な根拠がない、これができたらやらせない、今向うはやらうと言つておる、その問題です。だから冒頭に電源開闢地点を明記すべきではないかというのを申し上げたわけなんです。明記してあれば、国会は通る。併しあなたが言われるように、話合ひでどうせきめなければならぬ問題でしょうけれど

も、基本的な考え方として法律の條文の中に書いてもない。ただ提案者が一応第一期の計画としてプライベートに持つておられるというだけの理由で、民間のこれは二つの会社をやつても四つの会社をやつてもかまわない、個人をやつてもかまわない、電力会社の正式な手続で申請して許可しなければならぬものを許可しないというふうな考へ方は私はこれはとるべきではない、だからこの法律案の内容を検討して見ると、大きな国の力をバックにして安いのだから、これは政府が電源開闢の占有権を持つ会社になつてしまふ。これは自由党の本来のいわゆる考へ方と違ひはしませんかというのを私は冒頭に申し上げておる。その点を私は聞いておるわけなんです。

○西田隆男君 今安本長官から非常な話のわかつた御答弁があつたのであります、この條文の第十二條に書いてあるように、これに匹敵するような所を、これは調査が済んでおるからどうだ、調査が進んでおらんからやれんというふうな考へ方でこの法律は考へておらんと思ひます。電源開闢を促進する、従つてこれに書いてある規模が非常に大きい電源の開闢、これは川の流れてわかつておる、それから国土の総合の開闢に非常に密接不可分の関係があつて、どうしてもやらなければならぬというときは、調査は済んでいないけれども、基本的な考へ方ではこれは地点がきまつておるはずであります。利用及び保全に關し特に考慮することを要するもの、これはきまつておるものであります。従つてもう一つ「政府において会社が行ふべきものと定めたもの」というのは、これは二つのものを追つての條文だと思ひます。そういうふうなきまつておる。きまつておる大きな地点に対しては電源開闢の将来の会社がやつたり、或いは地方公共団体がやつたりする上においての疑念を差映めない点もあろうし、それ以外の河川をしてどんなふうにも最も有利に電力の発生量を殖やすように開闢するかというのを調査してきめる上から言つても、当然これは大きな電源開闢ということ、これは準備ができておるか調査ができておらんのかということ、これは国民の税金を使つて開闢するといふ意味から考へても適切妥當ではないかと、こういうふうな考へるのではありません。今安本長官の御答弁を得ましたが、そういうふうな一つ自由党の中でも政府の中でも、是非考へてもらいたい。これは特に私はお願いしておきます。それと關連して最初から申しておりました九州の球磨川水系、今の他の基本的考へ方から球磨川水系を明記することは決して矛盾でも何でもない、それと並行して火力発電の老朽を入れ替へるという意味合ひから、並行して是非この法案でやれるように條文に織込まなければならぬ。この点に對しては自由党も政府もよく一つ考へて、この委員會の最終の結論を出すまでに一つ良識ある御答弁を頂けるように御努力を一つ願ひたいことを引續いて希望しておきます。

○結城安次君 先ほどの御答弁で大体わかりましたが、私どもはこの法案を受取つたときに、大きなもの、民間の事業に適合するものという／＼なことがありますが、今後民間のものがやられるかどうかがやれるかというところは、この電源開闢調査審議會ですか、そこでやるかと思つておつたが、只今の御説明で大体もうきめてあつて、これだけは

ほかのものにさせないのだというように了解しておりますが、それから安本長官から今特殊会社で……、私は実際を言うと、天龍川云々というのはいやなんです、たま／＼出ましたから申上げますが、特殊会社でやつてそれを渡すんだからいいじゃないか、何も二つでやる必要はないじゃないか、それはおかしいじゃないかという話がありました、これは又逆も成り立つのです。或いは中部独りでもやりたい、併し今金が何しろ御存じの国家資金を出さなければいけないというときなんです。東京電力は何がしの余力があるようだ、二つでやれば容易にできる、而もその土地は阿社の営業地として殆んど折半の所だ、その県内にある川を阿社が金を出し合つてやろうというのが如何にもおかしいと言ふ……、これは私はおかしいと言ふほうがよほどおかしいと思ひます。(笑聲)これについてお話があれば伺つて置きます。

○国務大臣(周東英雄君) お答えいたします。なごやかになつて結構であります、私はおかしいと言つてはいないのです。つまり今お話の通り中部一カ所では資金の関係でできないというので、それでは他の会社と一緒にやつてやろう、それは一つの案である。それはその前にそんな御心配をなさらないで、国が財政資金を出して下さるだけ安く作らうというものを、私のほうでやるからやめろという必要はないじゃないかというのです。問題はやはり金の問題もあります。併し担当をきめてこれをやつて上げます、やりましようというので法案ができておる。私のほうから一つの会社を二つで作るからお前やめろというのはちよつとおかしい

じゃないか、それはそこまでは話合ひでやつた方がいいじゃないか、そうしてできたものは中部の会社に貸付けてやらせればいいのです。それは外からそういう議論が出るのはおかしいじゃないかと言つたのであります。それをあなたのお話のように中部は金がないから東京電力と一緒にやろうというのも一つの方法かも知れませんが、併し政府のほうから財政資金を出して、そうしてそういう大きな所を担当しましよう、こうきめておるのですから、それをやらして安く作らして見たらいいじゃないか。そこは議論になります、そういう考へ方で以て皆一つ密つてかかつてこれ一つ早く作ることが必要だ、こう思ひます。

○建設大臣(松本良吉君) 私はこれで最後にしますが、今安本長官のお話は誠に同感です。早く作るといふこともこれも全く希望するところですが、これから仮にこの法案が通つて、それから、又新たにスタッフを作つてやるといふよりは、今すでにやろうとしておるものがある。而も不足は金だけだ、仕方がない二つでつまり多くの人の金を寄せてやろうというところを、この間から申上げましたように、どうせ国がやれば、つまり全然日本の現在の通貨に關係なしに金が集まるのだといふことはなくて、国家資金といふのは同じく国の資金である、これを資金に廻してやつてさせてもいいじゃないかというのが私がこの間から申上げておるのです。民間資金にどうして国家資金を廻せないかというのがわからない。国家資金を直接働かせる機関を置けばいいじゃないかといふことを申上げたのですが、私はこれ以上は水掛論になり

ますので私の質問はこれでやめますが、併しこの法案が出た場合に天龍川は特殊会社でやるべしという議論が出たから、これは二つに廻すという條件はつけてもいいじゃないか。何とかして一ときでも早くでき上るといふことに専念してもらつて、ただどうも形式でこれはこうだから国家資金でやらせないといいのだからやらせるとかやらないとかいふことは、これは電源開発の促進ではなくて阻害であると思ひます。私はこの間から民間へ国家資金でも貸せるものなら貸したらいじやないかといふことを申上げたのであります。もうこれで申上げません。

○西田隆男君 大分時間も長くなつたら、もう一、二点細かな問題をお聞きしましよう。この法案によりますと、新しくできる会社は電気事業者だと私は思ひますが、公益事業委員会と特殊会社との關係についてはどういふふうにお考えになつておられますか。○衆議院議員(福田一君) 公益事業令によりますといふと、電気の供給をする会社は公益事業令によりましてその所管事項になつておるのであります。が、この会社は御承知のように電源の開発を目的としたてております。譲渡、貸付をするのでありますから、公益事業令に言う、いわゆる公益事業委員会の所管するべき会社とは私たちは解釈をいたしておらないのでござい

社的主務官庁と言ひますか、それはどこになるんですか。○衆議院議員(福田一君) 卸売をいたします場合には勿論公益事業委員会のあれを経なければなりません、卸売をしないものの間においては通産省の所管でできると思ひます。○西田隆男君 そうしますと提案者のたゞ／＼の御説明がありましたように、一地点の電源の開発は終了していい、併し一部の電源の開発はできない、電源の開発に關しては通産省が担当する、主務官庁でできた電力そのものを野放しにして置くといふことは考えられない。私たちは恐らく卸売をされるだろうと思ひますが、その卸売をするときには公益事業委員会の管轄といふふうに二本立てでお考えになつておるのかどうか、もう一遍御答弁願ひます。

○衆議院議員(福田一君) 御説の通りでございます。○西田隆男君 その問題についてどういふふうにするかといふか悪いかといふことはこれは議論になります。かゝることはこれは議論になります。が、私議論はいたしません、その答弁は聞いて置きます。もう一つ伺ひたいのは、この條文の中に、審議會の中に学識経験のある者といふ表現が使つてあります。七名入つて来るようになつておりますが、学識経験のある者といふのは、具体的にどんな人を今提案者はお考えになつてこゝういふ條文を作つておられるか、これを一つ御説明願ひます。○衆議院議員(福田一君) 初めは電力事業について学識経験ある者といふ文句が入つておつたのであります、これを修正いたしました、單に学識経験

のある者といふしたのであります。その意味は国土総合開発の見地からやります關係もあり、又もう一つは委員の数を殖やしましたのも、余り政府の意見だけで動かないように、又政府が變つても基本方針が變らないようにという意味で七対七という数字に増加したわけでありまして、学識経験のある者といふのは、勿論中には電気について学識経験ある人も含めるつもりであります、併し電気の経験がなく、或いは農業関係、或いは財政の關係、その他電源開発に關連いたしまして特に重要であると思われる業種について学識経験のある者、かように解釈いたしておるわけでございます。

○西田隆男君 抽象的にはわかりませんが、具体的にどういふ人をお考えになつておるのか、これは人間の名前ではありません。その名前を言ふといふ意味ではありません。もう少し具体的にどういふ人を学識経験のある者といふふうにお考えられるのか、もう少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。○衆議院議員(福田一君) 大体いろいろの場合における学識経験のある者といふことになりまして、その業界といひますか、その専門の問題について特に造詣の深い人といふことになれば、これは五人か十人か、大体きまるわけだと思ひますが、そういう意味合ひでそのうちから選び出す、こゝういふ意味でござい

議院の意見の尊重して、その意見の帰趨によつて方針が決定されるという委員会、そうでなくては列び大名式に、悪くいつたらごまかすような意味合いで顔を列べて置いて、実際は大蔵大臣以下の閣僚で決定してしまふような委員会とが考えられるので、だからそういうふうなごまかすのほうの委員会を提案者は大体お考えになつておるかどうか、こう思つてゐるから、どう聞いておるのです。だからさういふ意味合いで一つもう少し具体的に御答弁を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 私たちは一内閣の方針だけできめるといふことがあつてはいけないという意味において、これを牽制するといふ意味で、本當に國のために電力の問題を、又電源開発の問題を真剣に考へておられる立派なおかた、こういう意味に考へておるのであります、さういふ意味合いで選考をいたすべき筋合いのものである、かように考へております。

○西田隆男君 もう一遍くどういふことがお聞きします。さうしますと審議会といふものは大蔵大臣、農林大臣、安本長官、建設大臣等々の七名の政府側審議会委員、この人々がおきめになつたことを他の七名の学識経験者がある人たちにお諮りになつて、さういふ人たちの御意見を聞かれて、さうして自分たちの持つてゐる案と若し学識経験のある者の意見が違つてゐる場合は、学識経験者の意見のほうを取入れ決定をされるというふうな委員会の構成をお考えになつておるのか、或いは閣僚並びに学識経験がある人たちと議論をされて、さうしてそこで一つの結論を出されて、その結論を政府が持

殊会社に指図をするといふふうな委員の運営を考へておられるのか、この点を一つもう一遍御答弁願ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 学識経験のある者と閣僚が一緒に議論をいたしまして、その上で結論を得て、これがいいといふことを実行する、さういふふうな考へておるわけでございます。

○西田隆男君 教を七対七にされた理由如何。

○衆議院議員(福田一君) 当初は三名にしてございましたが、如何にさういふふうな公平に議論をいたしまして、やはり数が少なくて本當の学識経験者の意思が通らない場合が起り得る、いわゆる民主的でない場合も起り得るといふことを考慮いたしましたので、当初三名にいたして置きましたのを七名にいたしましたわけでありまして、御質問の趣旨は七対七では議論がまとまらない場合どうするかという或いは御質問が出るかと思ひますが、その場合は議長が公正に裁断する、さういふことで御了解を願ひたいと存じます。

○西田隆男君 一応あなたの説明でわかるのですが、理窟としてはさういふことでしようが、多数決でやるということとさういふ通り結論が出ません。而も学識経験のある人たちが、政治力を持つておる内閣総理大臣や安本長官や建設大臣や大蔵大臣、公益事業委員会委員長などと政治的に對抗して、自分たちの意見をどこまでも押通すような剛直といふか、剛直清廉な人ばかりならばいいけれども、さうでなければ、これは一種のごまかしの委員、会みたいな感じを強くするので、ですからこの委員会の運用等について、これは提案者としては、政府とし

てもよほどよく考へにならないと、政府の一方的な意思を学識経験者の名に藉口すると言ひますか、強硬せしめるといふ非常に悪い面が強く押出される懸念がありますので、この点は特に自由党でも政府でも御注意を願ひたいと思ひます。

大分長い間質問をして来ましたが、これで終えたいと思ひますが、今日私が御質問した中で周東安本長官には更に善処方を要望して置きましたが、提案者には私まだお願いをしておりませんので、もう一遍提案者にお願ひをいたしたのであります。それは九州の球磨川水系の開発の問題、それから火力問題と併行して行かうという問題、それから電力の融通に關して、若しこの法律が通つた後においては何かの、これは今の公益事業令にあるようなことよりもつと強力的な措置を考へられたほうが、電力の融通は恐らくスムーズに行くだらうというところについて、自由党提案者並びに政府と話し合ひの上で、この法案の最後の審議の過程において私のお願いが聞かされるように御答弁を一つ頂きたい。これを重ねてお願いしまして私の今日の質問は一応打切つておきます。

○衆議院議員(福田一君) 只今御説明になりました球磨川の問題、火力発電所の問題、或いは電力融通に關する法規の問題等につきましては、我々といひまして十分研究をさせて頂きまして、実は私は提案者としてこへ出て来ておりますが、自由党として又政府としていろいろ相談もいたすべきことがあろうかと思ひますが、さういふこと一人から専断で申上げることは却つていろいろ支障を来すかと思ひます。

で、十分御趣旨の点を伝えまして研究をさせて頂きたいと思ひます。

○委員(佐々木良作君) お諮りいたします。委員外の質問としてこの法案の審議に關して質疑したいという栗栖越夫君からの御話がありました。委員長これを許可したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは栗栖越夫君に御発言を願ひたいと思ひますが、その前に同氏から要求されておりました答弁者のうち大蔵大臣、通産大臣は都合によつて出席されておられません。それから法務府の法制意見長官の要求がありました。これも都合によつて出席されなくて、代理といたしまして法制意見第三局長西村君が見えております。そのほか周東安本長官、それから野田建設大臣、大蔵省関係の大蔵省理財局長等々は御要求の通りであります。

○委員外議員(栗栖越夫君) 委員外でございまして、時間も遅くなりましてから成るべく要約して申し上げたいと思ひます。提案者のかたと、それから政府の意見とを併せてお尋ねしたいと思ひます。

あるというお考えを今も持つておられるかどうか、その見込があるというところは、近くできる見込があるというお話だつたんですが、さういふお見込があるといふことを今も考へておられるかどうか、さうしてこの電源開発促進法案の中に盛り込んである外資導入に關する規定もさういふ点から割出されておるかどうか、これをお尋ねいたしたいと思ひます。それから提案者のおかたにお尋ねいたしたい、さう思つております。

○田務大臣(周東安本君) お答えいたします。外資導入に關してはさういふこの席でお尋ねを受けております。私どものほうではいろいろと努力をしておりますが、今どのくらい額の額がいつ頃かといふことを申上げることはまだできないのであります。従つてこれは政府の借款と申しますか、さういふ面からすることになるのか、或いは民間の關係になるのか、この点は今申上げることはできませんが、なか／＼それはこちらの事情もありまして、調査もしてゐるようであります。困難な状況もありますが、併し私どもはまだ望みを捨てておらん、さういふ御答弁をたび／＼繰返してあります。

○委員外議員(栗栖越夫君) 望みを捨てられちや因るのであります。我々も是非これはいたしたい。この法案によつても外資導入を達成したいといふこと、さう考へておるのをお尋ねするわけでありまして、それで提案者のかたにお尋ねいたしますが、二十五條にそれに関する規定が見えております。そこでこの法案による開発その他の資金は、相当部分において外資導入といふことを前提としてお作りになつておる

かどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 御説明の通りこの法案のうちには外資が導入される場合を想定いたしました規定が盛り込まれてあるわけでございます。勿論私たちがいたしましては、この法案によつて外資が入るといふことを切望はいたしております。併ししばしば、実はそのことで御質問があつたのであります。一応計画といたしましては、まだ外資導入はきまつておりません。きまつておられないのにこの法案を出すというのをおかしな話であります。万一外資が入らない場合も考慮しておかなければ、電源開発は外資が入らないでもやらなければならぬという建前で一応我々は構想いたしておりますが、栗栖さんの仰せの通りこれは何とかして外資を入れて、そして安い利息で以て電源を開発して、安い電気をたくさん国民に與えるように努力すべきである。こういう意味合いでは栗栖さんと同意見であります。政府もその意味で十分頑張つてやつていくものと考へておる次第であります。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そういたしますとここにそれならばこの四つの私の質問せんとする問題について十分の御考慮を拂つて頂きたい、こういうふうに思ふ次第であります。先ず第一の点でございますが、先ほど西田委員からも公益事業令とそれから本法案との關係についてのお話があつたのであります。これをいさ少し割つてお尋ねいたしたいと思ひます。若し提案者のほうで、専門に直ることでありますならば、法務府のほうのかたもおいでを願つておりますので、いすれからでも

いいと思ひますが、公益事業令というものはこれは本筋に基くものでありますから、いすれ近く廃止されると思ふのであります。これがどうなるかというのを想定してこの法案を出しておられるのか、こういうことを先ず第一にお尋ねしたいと思ひます。審議会の委員の一人に公益事業委員会の委員長の名前が出ておりますけれども、併し公益事業令自体がなくなるとは問題ないことではありますので、その代りにどういふものを考へ、そしてこれの法律との關係をどういふように考へてこの法案ができておるかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 御質問の通り公益事業委員会は早晩これはなくなるとも想定をいたしてこの法案を出しました。そこで公益事業令の問題でございますが、その場合においてその行政的な機能は通産省に一応移管されるものと想定いたしておるわけでございます。但し今研究をいたしておりますのは、公益事業委員会がやりました公聴会制度というものがございまして、これは私は非常に民主的な苦情処理委員会、電氣に関する苦情処理の委員会という意味でアメリカが我々に教えてくれた一つのいい制度であると思ひておりましたので、これは何らかの形において存続すべきものじやないかというところを目下研究をいたしておるのであります。成案ができればその面は一つ皆様にも又お願いをいたしたいと思つておりますが、電力行政自体は通産省のほうへ一応移管をして行く、かように考へておるわけでございます。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうしますと、通産省のほうに電力行政が行くと、従つて昔の電氣事業法か、或いはそれに相当するやうなもの、或いは公益事業令の中の必要な部分とかいふものが、法制ができるであらうということとは予想されますけれども、その法制の大体のところなどを見ないで、この法律が單獨に出るといふことはどういふ關係であるか、こういうことを先ず私は疑わなければならぬのであります。そして大体この法案にある電源開発会社が電氣事業会社であるかどうかというところについては私は疑問がある。それは今電氣の供給云々というやうなお話でありましたが、これは日本の法制を知る者には全く素人の議論であります。電氣の供給といふことは工場、電氣の供給といふ言葉で以て電氣、送電、配電の三つを含めて日本の法制はなつておるのであります。そこで今提案者のおかたの御説明は私はどうも奇怪千万であると思ふのであります。やはりそういう意味でないなら、むしろ除外しようとなさる意味は私はよくわかりません。それならば適用を受けないという明文を置かないと私は受けないのじやないかと思ふのであります。併しそれは第一段でもう一度お尋ねしたいと思ひます。

それから第二段には、公益事業令に相当するものの適用は受けなくても、この関連が、電力会社とこの開発会社というものは極めて密接な関連があるに過ぎないで、規定を、委員長を委員に加えるだけでは足りないものであります。もつとお入れにならないかと思ひます。そのじやないか、それは或いは政令に課するといふ趣意であるならば、政令の内容を大体のところは明らかにしてもらわなければいかんのかと思ひます。それから外資導入といふことは、法制から一番先に調べて来るものでありますから、この点から極めて落ちがあるように思ふのです。これはでき上らせんがために落ちがあると思ふのであります。以上の三点について伺ひます。

○衆議院議員(福田一君) 政府委員より説明を求めます。

○政府委員(西村健次郎君) 御説明申し上げます。私ちよつと第一の御質問の点を聞き違へたかと思ひますが、先ず私からお答えいたします。先ほど公益事業令とそれから公益事業委員会とのこの法律案との關係といふ点であつたかと思ひます。公益事業令につきましては、これは御承知のようにボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基くいわゆるポルツマであります。併しこれにつきましては、政府といたしましては別途これを法律化する法案を国会に提案しております。まだ成立しておりません。もう一つそれは別の問題といたしまして、公益事業委員会そのものにつきましては、この行政機構改革の一環としまして、これを廃止して、通商産業省に持つて参るといふ法律案を、行政機構改革の法律案を提案しております。従いましてその法律案が成立し、予定のうちに七月一日から施行になりますと、関連の問題はおのずから解決つきのじやないかと、こういうふうに思つております。私の説明がよつと御質問を取違へたかと思ひますが、御了承願ひます。

それから第二点は、この電力開発会社が公益事業令による電氣事業者じやないのではないかという御質問でございますが……。

○委員外議員(栗栖勉夫君) もう一度申し上げます。第二の点は、第一の点は大体よろしくございまして、第二の点は、大体提案のかたは、この会社を以て電氣事業会社の一つと考へて立案されたかどうか、若し立案されたとすれば、先ほどの御答弁は不十分であつて、若し電力会社の一つと見ればもつとろ／＼な規定を入れなければいけません。それからそれは或いはそうではない、別個のものとして見られるならば、供給云々の説明では不十分であつて、私どもはさうには考へていない。今までの日本の立法例から見てもそれは考へられない。だから明文を入れられにやならぬ。どちらであるかといふことを一つお尋ねしたい。

第三の点は、若し別個のものとして考へになつても、極めて密接な関連がある、別個で直接には適用はないにしても、関連せしむるために関連規定がこの法案の中に必要じやないか、こういう点なんです。

○政府委員(西村健次郎君) 御説明いたします。実はその点につきましては、これは御承知のように議員立法でございますので、私のほうでとかく申し上げるのも如何かと思ひますが、先ず第一の点につきましては、さつき栗栖委員のお話のように、工場、電氣の供給といふお話でございましたが、この会社が一體電氣事業をやる、いわゆる公益事業令の適用を受ける会社であるかどうかという点につきましては、私は明文を拜見しまして、率直に申し上げますと、やはり電力開発をする会社だ。従いま

最後に水利権の問題に移りますから第一の問題はここにおいておきまして、第二の問題に移りたいと、こう申う次第であります。

第二の問題は、この会社がどうしてもコンマーシャルベースで外資導入をされること、こう私は考えざるを得ないのであります、国家の借入でないものですから、そういたしますと一番外資導入に大事なことは、会社自体がそろばんが成り立ち、そうして本当の

うのであります。そうしたならば、外資導入の場合に、抵当権は物上担保でありますから、抵当権設定ということまで考慮してこの法案ができておるかどうかもお尋ねしたいと思つたのであります。

○衆議院議員(福田一君) お説の通り、実は抵当権も設定できるものと考へて法案を作つたのであります。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうしますと、抵当権が設定できるものというお考えは全く私も賛成であります。然らばその抵当権である物上担保は何の上に抵当権を設定される、どういふ法律によるといふ点を答へ願ひたい。それがさつきの問題に關連するわけでありま。

○衆議院議員(福田一君) 私たちといひましたし、工場抵当法によるいひゆる抵当物件に対して抵当権を設定する、こういう意味に考へておるわけでありま。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そこで、ここで皆様のその矛盾がはつきりして来たと思ふのであります。工場抵当法第一條の第一項は、工場の意味を定義しまして、物の加工とか製造といひますが、これに入らんことは確かであります。そうすると第二項は電気の供給、ガスの供給ならば、その場所を工場とみなすといふので、これは機制的な工場になるわけでありま。さつきのように、供給という言葉が入らんとすると、ないといふと、この場合は工場財団にならんわけでありま。そこで何か立法が、さつきの解釈よりももう少し進んでお考えを願わんと、担保が動かなくなるということでありま。

○政府委員(西村健次郎君) 御説明申上げます。先ほど栗栖委員の御質問の点がちよつとよくわからなかつたのですが、今はつきりいたしました。私の申上げた意味は、この会社が仮に二十二條の第一項の三号で電気の供給といふことをやれば、勿論これは工場抵当法に乘つて来るのであります。但し一、二、三の面だけをやると言つた場合には非常に疑問ではないか、殊に発電が入るといふにしても、それは供給といふ言葉の中に発電が入るといふ栗栖さんのお説のお言葉でありましても、その発電すらもやらない場合には、如何にも乗つて来ないじやないかという疑問が非常にするわけでありま。その点につきましては最終的な解釈につきましては、先ほど申し上げましたように、一つよく私のほうでも調査いたしまして、研究いたしたい、こう考へておるま。

○委員外議員(栗栖勉夫君) それならばよくわかるのです。その辺を外資導入でお考えになるならば、もう少し今の点をお考えになつて、若し工場抵当法に入らんものならば、その辺の関連とかといふこともお考えを願ひたい。実は先週の日曜日に私さういふ点もあらうと思ひまして、工場抵当法のとき法務委員会に出てそのことを話して置きましたから、一つ関連をとつて頂きたいと思ひます。

それから外債の場合は、物上担保といふことに要求があるならし得ると言われま。そこでゼネラル・モーターは、自由にそれに優先する抵当権とか質権がどん／＼設定されたのは、契約で縛つても、当事者間で債務不履行的な問題で設定したものは有効

になるのであります。それは困るわけでありま。この規定を入れたときは、必ず抵当権の設定その他、即ち所有権以外の権利の目的に設備財産等を提供する場合に主務大臣の認可が必要だといふ規定を入れておるのであります。これは古池さん入れられたので私はよく存じております。ところがこの規定はそれがない。これがどうしても加えられなければ内債の担保にも私はならんと思ふのですが、その辺はどう思われま。

○衆議院議員(福田一君) 実はその面では借入金、或いは社債一年以上のものをする場合には主務大臣の認可を受けなければならぬといふ規定が別にございまして、そこでまあ或る程度制限ができるのではないかと考へておつたのでございまして、御説明の趣旨はよくわかりま。私もより以上に御研究のようでございまして、一つその点は十分研究いたしまして、そしてお答えを申上げることになりたと思ひます。

○委員外議員(栗栖勉夫君) 今の、一年以上と言われましたけれども、この担保権の場合は別でありまして、例えば根抵当で抵当権を設定しておいて、長く縛つておいて、一年以上或いは六ヶ月或いは三ヶ月で借替をやらなければならぬことになるとすると、どうにもならぬことでありま。これはどうしても落ちてありますから入れたいと思ひます。

それから第四の点であります。これはさつきも問題になつたのでありますが、従来の電力会社につきましては、設備だけでは何にもならぬので

す。設備の中の血管であり、血であるところの水利権というものを非常に問題にしたのであります。そこで日本が出してあります電力外債の全部について、最初の例は大岡電力の第一回であります。水利権は必ずこの財団と一体を成してあり、勿論水利権は財団の中に入らなければならぬ、財団の契約人が、取得者が出来た場合には無償で当然水利権も継承される、こういう約束を信託証書にいたしまして、更に立法がないものでありますから、通

信大臣が、大臣は變つてもこれは確かにその点は認めるといふ、念書を入れまして、実は電力外債が全部出ておるものであります。この問題は、水利権の問題がこの電源開闢という言葉の中にも極めてあいまい模様に使われておるものであります。そこで水利権との關係はどうなるか。そこで水利権とのかは、これはむしろ建設大臣に私は承わりたいと思ふのであります。

○衆議院議員(福田一君) だん／＼専門的な御質問でございまして、どうも或いは私の答へでは満足して頂けないかも知れませんが、水利権は、御承知のように今度の特殊会社がやることになりま。水利権は、その地点については特殊会社が水利権を獲得いたすわけでございます。そこでその水利権によつて電源を開闢いたしましたものを、一応私たちは譲渡或いは貸付といふことを考へておるものでありますから、譲渡いたしまして場合は水利権も当然、貸付いたしましておる場合においては水利権はまだ当然特殊会社が持つておる、か

ようなことになるわけでありまして、この意味合いで、外債の問題が起きて来ましたときに、これに対して水利権の問

題も十分何と言ふか保証が取れるような措置をとらなければならぬといふことでありま。これは今からその問題も考慮して直しておくとが必

要かと思ふのであります。併しその点までは実は私たちも余り研究をいたしてございまして、一連の御質問を併せまして外資導入の見地から、この法案のうちでなお整備いたすべきものがございまして、御説明なり御質問なりを尊重いたしまして、もう一度研究をさして頂きたいと考へておるま。

○委員外議員(栗栖勉夫君) 余り時間がありませんから簡単に一つ……。今の御答へよくわかるのであります。が、私は大体既得の電力会社などが、或いは府県などが持つておる水利権が一番立地條件が適しておるかといふので有利じやないかと、そうするとほかの新らしい水利権を獲得してこの会社がするといふことになると不利になつて来る。で、ほかの場合では、既得の水利権があつても何かの措置を講じてこの新会社、特殊会社に水利権を持たしてそうして開闢されたい。ところが順序になるのじやないかと思ふ。そうすると、何かの措置を講ずる関連規定といふものがどこかに入らんといかんのかやないかといふことが、私さつき申した関連規定などの点もあるものでございまして。これはどうでございませう。

○衆議院議員(福田一君) この御質問の点は、実は私は河川法を今のままあるものとして、そこで今審議会がございまして、その審議会において基本法の契約を定めて行く場合において河川法を適用いたしまして、そしてお説の

ような問題が処理できるのではない
か、かように考へておるわけではござ
います。

○委員外議員(栗栖勉夫君) もう二、
三問だけ……。この水利権というもの
がない発電設備を以て財団にいたしま
しても、まあ魂のないもので、これは殆
んど担保力の価値がないものでござい
ますから、十分考へを願ひたいと思
つております。これでこの問題は打切
ります。

これに関連しまして、丁度建設大臣
来ておられますので、この会社ができ
るようになれば、或る地点に対して非
常に電源開を急がれるだろうと思
つてあります。ところで今この実情
を見ますと、日本の建設会社その他は
資力が非常に弱く、或いは十分の資力
を集め得ないような点があるのであり
ます。そこでその点が一つと、それに
用いております機械なども、これはも
う極めて古いものであつて、非常な時
間がかかるものであります。昨年私ど
も或ることに付いて或る会社で電源開
発よりもむしろ国土開発の一環とし
て、建設大臣よく御存じであります
が、苦い経験を持つたのであります。
それにありますと、やはり外国の進ん
だ建設機械を入れて工事を極めて短縮
する必要があると思つたのでありま
す。昨年丁度あの九州の上雄葉の発電
所の建設問題を契機にとつてみたので
あります。併し、今までの
建設会社その他でやりますと五六年か
かる。それをこの近代化せられた機械
によつて機械力を応用していただきます
と、三カ年は、二・八年というのです
か、まあ約三カ年で済むということ
で、それすれば資金が非常にスベアさ
ります。

れますし、それからその上短縮された
ために、電気が早く廻つて来るため
に、日本の生産その他にも非常に役立
つわけでありませう。こういうような点
について建設大臣は事情をよく御存じ
と思ひますけれども、十分のお考へが
あるかどうか、その資金その他につ
いてのお考へも十分、これが会社がで
けるほうは考慮して頂けるものかどう
かを併せてお尋ねいたしたいと思ひま
す。

○國務大臣(野田卯一君) この会社が
できますと勿論電源開が相当大規模
に行われるのでありますが、それ以外
におきまして、現在政府において直
轄をいたしております。又地方公共団
体で実行いたしておりますもの、各電
力会社でいたしておりますもの、いろ
ろありまして、その建前事業の機械化
ということは、我々の直面をいたして
おる極めて大切な問題であります。政
府におきましては電源開に限らず、
道路の問題にいたしまして、その他
すべての公共工事につきましては、極
力その機械化を急ぐようにいろいろと
準備をいたしておる次第であります。
○委員外議員(栗栖勉夫君) それから
ちよつと大蔵省のかたにお尋ねした
のですが、外資導入の形式であります
が、今日の場合に、コンマーシャル・
ベースに立つての外資導入というの
なかへ、簡単にはまだ行かんと思つた
のであります。併し、先例を見ますと、世
界銀行、ワールド・バンクはたくさん
電源開のためにいろいろ資金を出し
たのがあるのであります。こういうよ
うな点について或いは御研究があり、
相当のお見込があるかどうかを承
りたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) お答え申し上げ
ます。世界銀行がいろいろな開事業
に對しまして融資をいたしております
ことは御承知の通りであります。最
近におきましては、電源開関係にお
きまして、この融資、これが大部分
なつてゐるわけでございます。従
まして抽象的に申しますならば、こ
れは交渉してみなければわからないの
であります。可能性は相当多いとい
うことが言えるかと思ひます。ただ世
界銀行におきましては、大体従来の例
を見ますと、その開に必要なる資材
等を輸入するというのに関連して融
資をするというのが多々ありませ
すが、これが若しそうでありますな
らば、日本の場合におきましては開
については輸入よりもむしろ国内資材
のものが多くかとも思ふのですが、た
だ開銀行のその後の動きを見ます
ならば、だん／＼と必らずしも輸入を
伴わぬものについて融資をするとい
うような先例ができてつづつあるとい
うように見受けられるのであります。御承
知の通り我が國はまだ國際的の開銀
行には加入いたしておりませんけれ
ども、政府といたしましては早急に、こ
れに加入することを目的としていまし
て、この加入に伴いますところの承
認問題、又その出資に伴う問題につ
きまして、法案をすでに提出いたしま
して目下衆議院にかかつておるよう
な次第であります。我々いたしまして
は、できるだけ加入を実現いたしま
すと共に、又電力その他の外資導入、
その方面からの導入につきましても努
力いたしたい、かように考へてゐる次
第であります。

○委員外議員(栗栖勉夫君) 今お話の
ように、世界銀行の最近の傾向及びこ
の会社の資金調達に、外資による場合
さういふような世界銀行によるとい
ふようなことが、和は努力次第、又この
会社の持つて行き方、扱い方、経営の
仕方次第によつて私はこれはできんこ
とはないと思ふのであります。そう思
いますと、経営の仕方とか或いは取扱
い方とか、政府の持つて行き方、及び会
社に十分有能な人を入れられるとか、
さういふようなことで、さうして信用
をつけるため物上担保をつけるとか、
更に又二十五條による政府保証、戦前
は日本の信用は高かつたのであります
から、さういふものをつけられるとい
うことでお進みになり、通産省はラフ
でなしにもつと／＼虚心坦懐に、いろ
いろ衆智を集めて規定を作り準備をさ
れて備えたいいじやないか、本案も
さういふ意味でお願ひしたいというこ
とで私の質問を打切りたいと思ひま
す。

○委員外議員(佐々木良作君) ほかに特に
発言なければ、今日はもう大分時間が
たつておりますので打切りたいと思
ひますが、異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員外議員(佐々木良作君) それでは散
会いたします。
午後五時五分散會

昭和二十七年五月二十六日印刷
昭和二十七年五月二十七日発行
參議院事務局
印刷者 印刷局